

深谷市立深谷西小学校いじめ防止基本方針



平成28年4月1日

目 次

1	はじめに	1
2	いじめに対する基本的な認識	2
	（1）いじめの定義	2
	（2）いじめの理解	3
	（3）いじめの防止と早期発見、対応について	3
3	深谷西小学校基本方針の策定	4
4	深谷西小学校いじめ防止等対策委員会の設置	5
5	いじめの未然防止	5
	（1）生徒指導・教育相談体制の確立	5
	（2）教師の姿勢と学級経営の在り方	6
	（3）児童一人一人を生かす教育活動と効果的な学習活動	7
	（4）児童の自浄能力を育てる	9
	（5）インターネット等を通じて行われるいじめの防止	10
	（6）家庭との連携	10
	（7）地域との連携	11
	（8）関係機関との連携	11
6	いじめの早期発見	11
7	いじめに対する措置	11
8	重大事態への対処	12
	（1）重大事態の意味について	13
	（2）重大事態の報告	13
	（3）調査の趣旨及び調査主体について	13
	（4）調査を行うための組織について	14
	（5）事実関係を明確にするための調査の実施	14
	（6）自殺の背景調査における留意事項	14
	（7）その他留意事項	16
9	取組の評価・検証	16

＜資料編＞・深谷西小学校いじめ防止等対策委員会組織図
・いじめ防止対策年間計画
・いじめ相談窓口一覧
・いじめ問題への組織的対応図 等

1 はじめに

「All Children Can Learn!」の言葉が示すとおり、すべての児童が学ぶことのできる事が学校の使命であるとの考えから、児童が明るく元気に登校し「学ぶことが楽しい」と言える学校づくりを本校では目指している。しかし、児童に関わるいじめの問題は、学校での学びそのものを阻害する大きな要因になり得るものである。

いじめについては、「いつでも、だれでも、どこでも起こりうる」ものであり、いじめ防止や早期発見、早期対応などは学校の全教育活動や全教職員総掛かりで行うべきものであるととらえているとともに、家庭や地域との日常的な連携体制づくり、及び、関係諸機関との連携・協力体制が不可欠であると考えます。

本校では、「いじめをしない、させない、ゆるさない」ことを4月当初の学級づくりの際に各学級担任が児童に知らせ、1年間の学校生活をスタートさせている。また、学級経営や生徒指導、特別活動、ほっとハート授業、教育相談などの随所に「いじめ防止」の視点を入れた取組を行っている。さらに、学校教育目標具現化のための最重要課題として、全教育活動の基盤に据えている「腰骨を立てる子を育てる」

ことにより、心身の安定した成長を促してよりよい人間関係づくりをすすめている。平成25年6月には本校児童の行動指針となる「深谷西小学校 四つの心得、三つの実行」を定め、児童への指導を継続して行っている。

しかし、児童に関わる人間関係は、個々の発達段階や情報化の進展等による社会的背景も加わり、近年複雑化の傾向にある。そこで、本校におけるい

私たちは腰骨を立てて生活します。	三つの実行	四つの心得	深谷西小学校 四つの心得、三つの実行	
	すすんであいさつをします。 ぬいだくつをそろえます。 呼ばれたら「ハイ」と返事をします。	三つの実行		四つの心得 自分に負けません。 いじめをしません。 うそを言いません。 卑怯な事をしません。
	三つの実行	四つの心得		

じめ防止のための基本的な方針を定めて、これまでの対策をより実効的なものにし、指導や対応をすすめていく。深谷市立深谷西小学校いじめ防止基本方針（以下「深谷西小学校基本方針」という。）は、児童の尊厳を保持する目的の下、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第13条の規定に基づき、本校の実情に応じ、深谷市・学校・家庭・地域、その他の関係者が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組む本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針となるものである。

2 いじめに対する基本的な認識

(1)いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものである。（法第2条）

具体的ないじめの主な態様は、以下のようなものがある。

- ア 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
 - ・身体や動作について不快なことを言われる。
 - ・存在を否定される。
 - ・嫌なあだ名をつけられ、しつこく呼ばれる。
- イ 仲間はずれ、集団による無視をされる。
 - ・対象の子が来ると、その場からみんないなくなる。
 - ・遊びやチームに入れない。
 - ・席を離される。
- ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
 - ・身体をこづかれたり、触って知らないふりをされたりする。
 - ・殴られる、蹴られるが繰り返される。
 - ・遊びと称して対象の子が技をかけられる。
- エ 金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
 - ・脅され、お金を取られる。
 - ・靴に画鋲やガムを入れられる。
 - ・写真や鞆、靴等を傷つけられる。
- オ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
 - ・万引きや恐喝を強要される。
 - ・大勢の前で衣服を脱がされる。
 - ・教師や大人に対して暴言を吐かせられる。
- カ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
 - ・パソコンや携帯電話の掲示板、ブログに恥ずかしい情報を載せられる。
 - ・いたずらや脅迫のメールが送られる。
 - ・SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等のグループから故意に外される。

（深谷市いじめ防止基本方針より）

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものも含まれる。

(2)いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせ得る。

国立教育政策研究所による調査（H25.7「いじめ追跡調査2010-2012」）によれば暴力を伴わないいじめ（仲間はずれ・無視・陰口）について、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、被害経験を全く持たなかった児童は1割程度、加害経験を全く持たなかった児童も1割程度であり、多くの児童が入れ替わり被害や加害を経験していると考えられる。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級やクラブ活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにする。

(3)いじめの防止と早期発見、対応について

ア いじめの防止

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童を対象としたいじめの未然防止の観点が必要である。全ての児童を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組を行う。

このため、本校の教育活動全体を通じ、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力素地を養っていく。

また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む。加えて、全ての児童が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりを進めることが必要である。

さらに、いじめの問題への取組の重要性について地域全体に認識を広め、家庭・地域と一体となって取組を推進するための普及啓発を行う。

イ いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくい判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知していく。

いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童を見守っていく。

ウ いじめへの対応

いじめがあることが確認された場合、直ちに、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行う。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関と連携を進める。

このため、教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深め、また、本校における組織的な対応を可能とするような体制整備を進める。

エ 家庭や地域との連携について

社会全体で児童を見守り、健やかな成長を促すため、学校と、家庭や地域との連携が必要である。例えばPTAや地域の関係団体等と本校が、いじめの問題について協議する機会を設けたりするなど、いじめの問題について、家庭や地域と連携した対策を推進する。

また、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

オ 関係機関との連携について

いじめの問題への対応においては、例えば、学校や教育委員会においていじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関等）と適切に連携を行う。

例えば、教育相談の実施に当たり、必要に応じて、医療機関などの専門機関との連携を図ったり、法務局など、学校以外の相談窓口についても児童へ適切に周知したりする。

3 深谷西小学校基本方針の策定

本校は、法の趣旨を踏まえ、国、埼玉県の基本方針又は深谷市の基本方針を参酌し、本校の実情に応じ、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める。

深谷西小学校基本方針では、本校の実情に応じ、いじめの防止等の対策の基本的な方向を示すとともに、いじめの防止や早期発見、いじめへの対処が、本校において体系的かつ計画的に行われるよう、講ずるべき対策の内容を記載する。

また、いじめの防止等に係る日常的な取組の検証・見直しを図る仕組みや、本校におけるいじめの防止に資する啓発活動や教育的取組を定める。

更に、取組の実効性を高めるため、深谷西小学校基本方針が、本校の実情に即してき

ちんと機能しているかを点検し、必要に応じて見直す、というPDCAサイクルを盛り込む。

4 深谷西小学校いじめ防止等対策委員会の設置

この組織は深谷西小学校基本方針に基づくいじめの防止等に関する取組を実効的に行う際の中核となる組織であり、実際にいじめ若しくはいじめと疑われる事案が発生したときの事実確認や法第28条で規定する重大事態が起きたときの調査をする組織の母体となるものとする。

この組織は、管理職、(主幹教諭)、教務主任、生徒指導主任、学年主任、養護教諭、学校福祉相談員、保護者代表、主任児童委員等から構成される。また、個々の事案により、学級担任やクラブ活動・委員会活動等の担当者が必要に応じて参加する。

さらに、必要に応じて弁護士、医師、教員・警察官経験者など外部専門家等が参加しながら対応することにより、より実効的ないじめ問題の解決に資するよう工夫する。

本校における当該組織の具体的な役割は、以下のとおりである。

- (ア) 深谷西小学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- (イ) いじめの相談・通報の窓口としての役割
- (ウ) いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動に係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- (エ) いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

(資料① 深谷西小学校いじめ防止等対策委員会組織図)

なお、重大事態への対処については、必要に応じ、深谷市が設置する、「深谷市いじめ問題専門委員会」が組織に入ることも検討する。

5 いじめの未然防止

(1) 生徒指導・教育相談体制の確立

教職員一人一人が、いじめ問題の重大性を認識し、いじめを決して許さないという共通認識に立ち、全教職員で児童を見守っていく体制の充実を図るなど、生徒指導・教育相談体制を整備し、いじめの未然防止に努める。

- 教育相談体制の充実～相談活動がしやすい環境づくり
- ・教師自身が児童から相談されやすいような信頼関係づくり

- ・教育相談が身近に感じられるような仕組みづくり
- ・訪問しやすい相談場所の環境づくり
- ・日常の学校生活の中で気軽に相談できる雰囲気づくり
- 教師の対応
 - ・一人一人の児童に対する共感的理解
 - ・話を聞く姿勢を示し、話しやすい雰囲気づくり
 - ・児童の身になって考えようとする姿勢
- 多くの教職員で児童を見守る
 - ・積極的に情報を共有する場の設定
 - ・養護教諭との連携
 - ・教科担当教諭との連携
 - ・特別支援教育コーディネーターとの連携
 - ・委員会活動やクラブ活動の担当者との連携
- 教職員間の連携
 - ・若い教職員が気軽に先輩教師に相談できる雰囲気づくり
 - ・多くの教職員が話しやすく相談しやすい職場の雰囲気づくり
- 相談技術の向上
 - ・校内外の研修会を活用した相談活動、相談技術の充実
- 深谷市立教育研究所、学校福祉相談員との連携
 - ・カウンセリングの在り方についての研修の充実
 - ・相談のあった児童の支援についての連携

(資料② 深谷市立深谷西小学校 いじめ防止対策年間計画)

(資料③ いじめ対応連携シート)

(2) 教師の姿勢と学級経営の在り方

教師自身が、児童から信頼されるよう、豊かな人間性を高めるなど、絶えず自己研鑽しながら学級経営を進めていくことが大切である。好ましい人間関係の保たれた学級集団にいじめは発生しにくいことから、児童一人一人が学級に自分の居場所を感じるなど、存在感や連帯感を実感できる学級づくりに努める。

- 教師としての基本的な姿勢
 - ・正義や真理を大切にする姿勢
 - ・不正義に対する毅然とした態度
 - ・児童理解に努める姿勢、実行力
- 「腰骨を立てる子」の育成
 - ・腰骨を立てて話を聞ける子の育成
 - ・立腰姿勢の継続的な指導
 - ・心と体の安定性を見抜く指導
- 児童を見る教師の力
 - ・児童とふれあう機会や対話の重視

- ・ 児童の小さな変化を見逃さない感性
- ・ 学校生活の中から児童の関係を見抜く洞察力
- 担任としての学級経営の心構え
 - ・ 児童と担任教師の好ましい人間関係と信頼関係の構築
 - ・ すべての児童が自分の居場所を実感できる学級づくり
 - ・ どの子にも公平、平等に接する姿勢
 - ・ 児童が対等の関係で生活できる人間関係の構築
 - ・ 学級の団結力を高める行事等への取組の重視
- 思いやりの心をはぐくむ学級経営
 - ・ 相手を受け入れ認め合える集団づくり
 - ・ 発達障害のある（と思われる）児童の把握
 - ・ 弱い者を助ける勇気、善悪を判断する力、正義感の育成

(3) 児童一人一人を生かす教育活動と効果的な学習活動

学校生活の大半を占める授業時間を、学ぶ楽しさが味わえる充実した時間にするこ
とで、自己有用感を感じながら前向きに学校生活を送ることができるようになる。こ
うしたことから、すべての教育活動において、児童が生き生きと活動できるよう指導
を工夫するとともに、児童一人一人が他者への思いやりの心を持ち、人権尊重の態度
を身に付けるなど、道徳性を高めていく活動を重視する。

- 教科（わかる授業・楽しい授業）**
- <自己決定の場を与える>**
- ・ 思考場面や観察場面で、考えたり、観たりする視点を示す。
 - ・ 児童が主体的に学べるよう、個に応じた支援を行う。
 - ・ 児童が、学習課題や学習方法、学習形態などを選択できるようにする。
 - ・ 一人で調べたり、考えたりする時間を十分に与える。
 - ・ 児童が、自分の考えをみんなの前で発表する場を設ける。
 - ・ 教育機器の活用を図り、多様な教材、教具、資料を準備する。
 - ・ 児童が学習をふり返り、これからの学習について考えるような場を設定する。
 - ・ 自分の考えや思考過程が分かるようなノートの取り方を指導する。
 - ・ 多様な考えを生むような発問を工夫する。
- <自己存在感を与える>**
- ・ どんな発言や考えも受け止めて大切にする。
 - ・ 名前を呼んだり、目を見て話したりするなど、児童に存在感をもたせるようにする。
 - ・ つぶやきを積極的に取り上げて、発表のチャンスを与えるようにする。
 - ・ 児童が協力して学習できるように、多様な学習形態を取り入れる。

- ・児童が授業に参加しているという気持ちをもてるように、発問などを工夫する。
- ・授業に意欲を見せない児童や学業が振るわない児童も、学習していただけるような配慮をする。
- ・授業の中で、「よくできたね」「がんばってるな」等の、承認や称賛、励ましをする。
- ・児童の実態を把握し、授業のどの場面でどの児童を生かすか、見通しをもって指導する。
- ・多様な考えを提示して、お互いの考えに気付かせる工夫をする。
- ・発言をしない児童に配慮する。

＜共感的な人間関係を育成する＞

- ・良い態度をほめ、好ましくない態度は正すようにする。
- ・たどたどしい発言でも言い終わるまで待ったり、的外れの考えや意見のように思われても、熱心に聴いたりする。
- ・間違った応答を笑わないように指導する。
- ・児童一人一人を受け入れてほめ、児童の人間性を認める。
- ・チャイムと同時に授業を始め、チャイムと同時に授業を終える。
- ・友だちの意見に対してうなずいたり、拍手したりするなど、反応を返すよう促す。
- ・自己開示をし、児童から学ぶ姿勢をもつ。
- ・相互評価を取り入れ、お互いのよさを認め合うことができるようにする。
- ・教師主導にならず、児童のテンポに合わせてながら授業をすすめる。
- ・発言をつなげ、集団での学び合いとなるようにする。

（資料④ 発表のし方）

（資料⑤ 話（発表）の聞き方）

○道徳

- ・「思いやり」「寛容」「公正・公平」等、道徳的価値の自覚を深め、「いじめをしない、許さない」資質をはぐくむ道徳の時間の工夫
- ・人間の弱さや至らなさ等に共感し、よりよい生き方について考えられる発問の工夫
- ・児童同士が互いの気持ちや考えを聞き合い、確かめ合える話し合いの充実
- ・児童の身近な体験を想起できる道徳の時間の導入・終末の工夫
- ・いじめの「被害者」「加害者」「傍観者」「観衆」それぞれの立場から考えられる読み物資料等の活用の工夫
- ・全教育活動を通じて、「個性伸長」や「生命尊重」等、自尊感情を高め、生命の大切さを学ぶ機会の充実

○特別活動

- ・学級経営を基盤とした児童の望ましい人間関係や信頼関係を築く活動の重視

- ・ 集団活動をとおしてルールやマナーを学ぶ機会の充実
- ・ 学級会など、児童が異なる意見を尊重しながら折り合いをつける話し合いの工夫
- ・ 自ら判断し、行動できるようにする活動場面の設定
- ・ 社会性の育成を目指した指導法の工夫
- ・ いじめについての体験談を聞くなど、ゲストティーチャーの活用
- ・ 思いやりの気持ちをはぐくむ異年齢集団活動の充実
- ・ 豊かな自然体験や社会体験をとおした人間性や社会性の育成の重視

○総合的な学習の時間（ぽぷらタイム）

- ・ 一人一人の課題設定を大切に活動を通し、児童が主体的に学ぶ学習過程の構築
- ・ 体験的学習、福祉（ボランティア）、キャリア教育に関する活動などの体験活動の充実
- ・ 地域社会の人とのかかわりを大切に学習の充実

○「ほっとハート授業」

- ・ 相手の立場を考え、自分の考えを伝え合うコミュニケーション能力の育成
- ・ 自己表現力を育成するアサーションやソーシャルスキル、自尊感情を育てるリフレーミングを取り入れた授業の工夫
- ・ ほっとハートノートを介した教師・児童・保護者との連携

（資料⑥ 「ほっとハート授業」年間計画）

(4)児童の自浄能力を育てる

児童自身に「自浄能力」を身に付けさせることは、未然防止のなかで最も重要である。児童の自主的、主体的な活動が、「いじめをやめさせたいと思う児童」を育て、いじめを抑制する。児童が深谷西小学校に誇りを持ち、「自分たちの学校ではいじめを絶対に許さない」という気運を高めていく。

○児童会活動

- ・ リーダーを中心に自分たちの力で問題を解決していく実践力の育成
- ・ いじめ問題を取り上げたり、標語や目標を作成したり、日常の活動からいじめをなくす取組の推進
- ・ 深谷西小学校のよき伝統を継承する意識や校風づくりに一人一人が参加しているという自覚と責任ある行動の育成
- ・ 毎年9月を「いじめ撲滅強化月間」とし、「やさしい学校づくり」など児童の主体的な取組の推進

（資料⑦ やさしい学校づくり）

○クラブ活動・委員会活動

- ・ リーダーを中心とした集団づくりと主体的な活動の実践
- ・ 集団として活動する利点を生かした、協調性や自主性の伸長

- ・ 人間形成の場としての活動の位置付け
- ・ 保護者や学級担任、クラブ活動・委員会活動担当者とも連携を密にし、情報交換を大切にしながらお互いに相談できる体制づくり
- ・ 活動の準備中や後片付けでの子どもの様子を把握する工夫

○子ども向けのいじめに関するリーフレットの活用

- ・ 子どもが主体となって取り組む事例の紹介
- ・ メッセージに託された思いを共感的に学ぶ学習

(5) インターネット等を通じて行われるいじめの防止

近年、携帯電話、パソコン、スマートフォン等によるインターネットの家庭への普及が急速に進んでおり、児童においても、「ネット上のいじめ」や、詐欺等の犯罪の被害等、インターネット上のトラブルに巻き込まれる危険性が増してきており、警察などの関係機関や保護者等と連携して、対策を講ずる必要がある。

○ネット問題について児童向け講演会を毎年度実施

- ・ 埼玉県警サイバー犯罪対策課、深谷警察署生活安全課への講演依頼
- ・ 埼玉県警察本部生活安全部少年課による防犯・非行教室の実施
- ・ 子供安全見守り講座の実施
- ・ 青少年のネットモラル啓発DVD等の具体的な資料等の活用

○保護者の意識啓発

- ・ 保護者対象のインターネット意識啓発講演会の実施

(資料⑧ ネットトラブル防止のための児童のきまり)

(6) 家庭との連携

いじめ防止のためには家庭との連携が不可欠である。学校で行う各種の取組について家庭にお知らせし、協力を依頼するとともに随時情報提供をしていく。

○保護者の責務

保護者には、児童への教育の第一義的責任を有する。保護者は、その保護する児童がいじめを行うことのないよう、規範意識を養うための指導その他必要な指導を行うよう努める。また、保護者は国、県、市及び学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努める。

○学校等との連携

いじめに関わる心配などがある場合には、家庭だけで悩むことなく、積極的に学校や関係機関等と連携するよう努める。

(深谷市いじめ防止基本方針より)

(7) 地域との連携

いじめは校外においても行われることもあり、登下校中などをはじめ、地域として児童を温かく見守る取組を推進する。

- (1) 定例の自治会長会議や民生児童委員会議に出席し、学校からの情報を提供する。
- (2) 自治会長、及び、防犯ボランティア、スクールガードリーダーとの情報交換会を開催し、連携を密にする。
- (3) 民生児童委員との情報交換会を開催し、連携を密にする。
- (4) 深谷中・南中学校区の小中学校、深谷市教育委員会等との連携した指導を推進する。

(資料⑨ 深谷中・南中学校区のきまり「あたりまえのことをあたりまえに」)

(8) 関係機関との連携

児童の健全な成長を願い、そのための取組を行う機関や団体等においても、いじめの防止等のための取組を推進する。

また、学校は、PTA、深谷市教育委員会等との連携を図る。

(資料⑩ いじめ相談窓口一覧)

6 いじめの早期発見

- (1) いじめは大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを積極的に認知する。
- (2) いじめの早期発見を徹底する観点から、チェックリストを作成、共有し、全職員で実施する等の取組を行う。
- (3) いじめの早期発見のため、記名式のアンケート調査を実施する。
- (4) アンケートに加えて、担任や担任外等の協力による個人面談を行う。
- (5) 日常から児童への声かけを行い、相談しやすい環境づくりをすすめる。
- (6) 掲示物や机の落書き、ロッカーや下駄箱の中など、いじめ防止の視点で日常から点検を行う。

7 いじめに対する措置

- (1) いじめが認知された場合には、特定の教員で抱え込まず、深谷西小学校い

じめ防止等対策委員会を中核として速やかに対応し、被害児童を守り通すとともに、加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導を行う。

また、指導の結果を深谷市教育委員会に報告する。

- (2) 被害児童に対しては事情や心情を聴取し、児童の状態に合わせた継続的なケアを行う。
- (3) 加害児童に対しては事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切に指導するとともに、児童の状態に応じた継続的な指導及び支援を行う。
- (4) 周りではやし立てる児童に対しては、はやし立てることなどは、いじめていることと同じであることを理解させる。また、被害者の立場になって考えさせ、いじめの加害者と同様の立場にあることに気付かせる。
- (5) 見て見ぬふりをする児童に対しては、いじめは他人事ではないことを理解させ、いじめを知らせる勇気を持たせる。また、傍観は、いじめ行為への加担と同じであることを気付かせる。
- (6) 学級等全体への対応

次の点に留意し、いじめの早期発見、早期対応、早期解消に努める。

- ・話し合いなどをおして、いじめを考える。
- ・見て見ぬふりをしないよう指導する。
- ・自らの意志によって、行動がとれるように指導する。
- ・いじめは許さないという断固たる教師の姿勢を示す。
- ・道徳教育の充実を図る。
- ・特別活動をおして、好ましい人間関係を築く。
- ・行事等をおして、連帯感を育てる。

- (7) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認めるときは、深谷警察署と連携して対処する。特に、児童の身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに深谷警察署に通報し、援助を要請する。

(資料⑩ いじめ問題への組織的対応図)

8 重大事態への対処

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

1 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被

害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。
(法第28条)

(1) 重大事態の意味について

「いじめにより」とは、各号に規定する児童の状況に至る要因が当該児童に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、法第28条第1項第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童の状況に着目して判断する。例えば、

- ・児童が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

法第28条第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、本校の判断により迅速に調査する。

また、いじめられて重大事態に至ったという申立てが児童や保護者からあったときは、その時点で本校が「いじめの結果ではない。」あるいは「重大事態とは言えない。」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

(2) 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、深谷市教育委員会を通して、市長に報告する。

(3) 調査の趣旨及び調査主体について

法第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。

本校は、重大事態が発生した場合には、直ちに深谷市教育委員会に報告し、本校が主体となって調査を行う。ただし、従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童又は保護者の訴えなどを踏まえ、本校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと深谷市教育委員会が判断する場合や、本校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、深谷市教育委員会

の深谷市いじめ問題専門委員会において調査を実施する。

本校が調査主体となる場合、法第28条第3項に基づき、深谷市教育委員会との連携を図りながら実施する。

(4) 調査を行うための組織について

本校は、その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、深谷西小学校いじめ防止等対策委員会を母体とし、弁護士、精神科医、学識経験者及び心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保する。

(5) 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景・事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、本校の教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。この際、因果関係の特定を急ぐことなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

この調査は、本校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものであり、深谷市教育委員会のいじめ問題専門委員会に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

ア いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合

いじめを受けた児童から可能な限り聴き取った上で、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。この際、いじめを受けた児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先とした調査実施が必要である（例えば、質問票の使用にあたり個別の事案が広く明らかになり、被害児童の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等）。

調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童への指導を行い、いじめ行為を止める。

いじめを受けた児童に対しては、事情や心情を聴取し、いじめを受けた児童の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

これらの調査を行うに当たっては、国の基本方針の別添「学校における『いじめの防止』『早期発見』『いじめに対する措置』のポイント」を参考にしつつ、事案の重大性を踏まえて、関係機関ともより適切に連携するなどして、対応に当たる。

イ いじめを受けた児童からの聴き取りが不可能な場合

児童の入院や死亡など、いじめを受けた児童からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などを行う。

(6) 自殺の背景調査における留意事項

児童の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった児童の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、次の事項に留意し、「子どもの自殺が起きたときの調査の指針」（平成23年3月子どもの自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とするものとする。

- ア 背景調査に当たり、遺族が、当該児童を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- イ 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- ウ 死亡した児童が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、本校は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- エ 詳しい調査を行うに当たり、本校は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り遺族と合意しておく。
- オ 調査を行う組織については、弁護士、精神科医、学識経験者及び心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。
- カ 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行う。
- キ 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。
- ク 本校が調査を行う場合においては、深谷市教育委員会から情報の提供について必要な指導及び支援を受ける。
- ケ 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけることや、断片的な情報で誤解を与えることのないよう留意する。なお、亡くなった児童の尊厳の保持や、児童の自殺は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする。また、「New I's」の「II 自殺予防対策編『資料』」も参考にする。

(7)その他留意事項

重大事態が発生した場合に、関係のあった児童が深く傷つき、本校全体の児童や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。本校は、児童や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

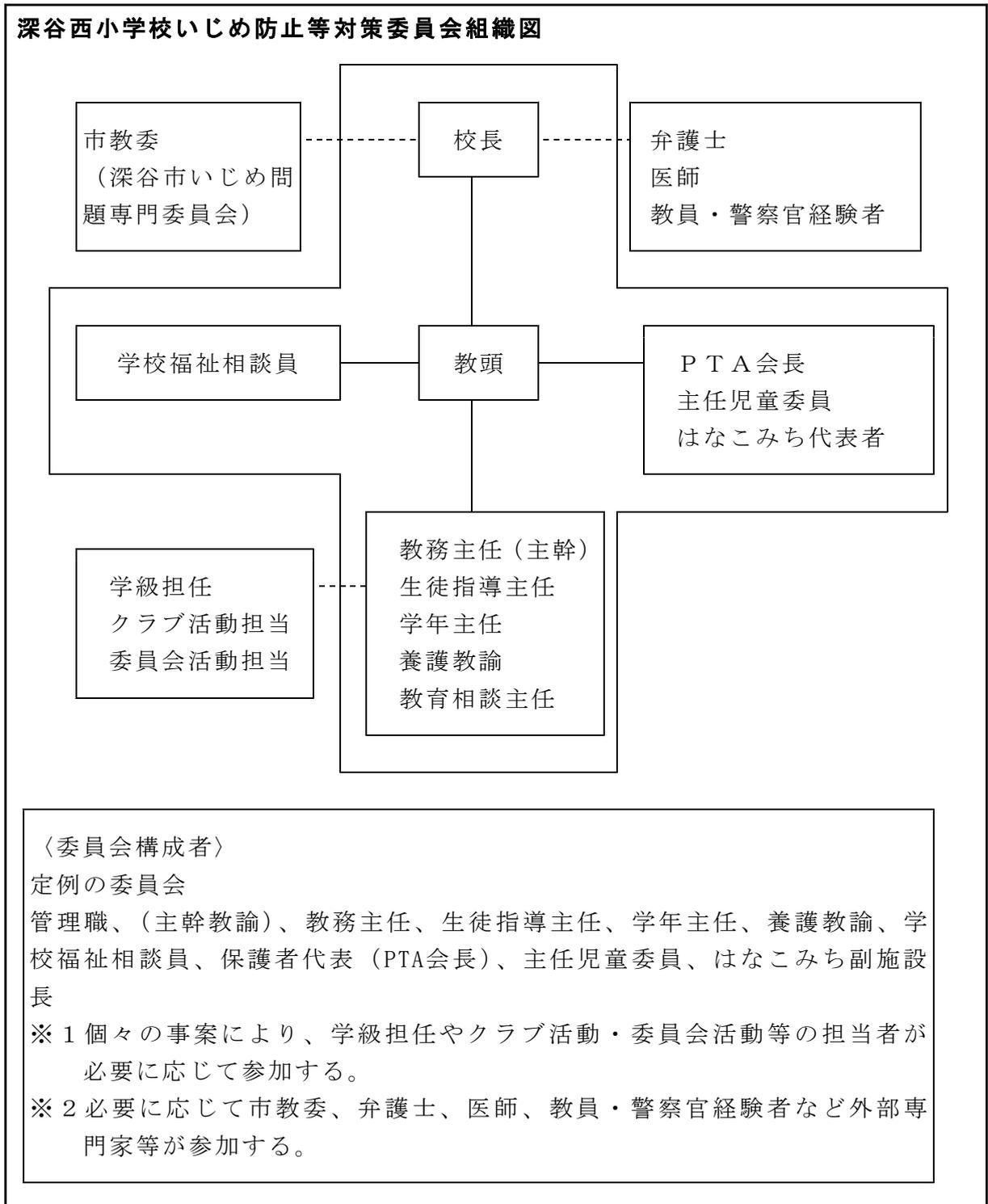
9 取組の評価・検証

本校は、いじめの防止等に向けた取組について学校評価を用いて検証し、その結果を深谷市教育委員会及び保護者・地域に報告するとともに、次年度の計画作成に生かす。

資料編

- ・ 資料① 深谷西小学校いじめ防止等対策委員会組織図
- ・ 資料② いじめ防止対策年間計画
- ・ 資料③ いじめ対応連携シート
- ・ 資料④ 発表のし方
- ・ 資料⑤ 話（発表）の聞き方
- ・ 資料⑥ 「ほっとハート授業」年間計画
- ・ 資料⑦ ネットトラブル防止のための児童のきまり
- ・ 資料⑧ やさしい学校づくり
- ・ 資料⑨ 深谷中・南中学校区のきまり「あたりまえのことをあたりまえに」
- ・ 資料⑩ いじめ相談窓口一覧
- ・ 資料⑪ いじめ問題への組織的対応図
- ・ 資料⑫ 深谷の子 「6つの誓い」
- ・ 資料⑬ 深谷市 「安心ふっかネット」
- ・ 資料⑭ 深谷市PTA連合会 家庭の「安心ふっかネット」

資料① 深谷西小学校いじめ防止等対策委員会組織図



資料③ いじめ対応連携シート

深谷市立深谷西小学校 いじめ対応連携シート

分組 方策	学 校											関係機関等							
	管理職	生徒指導主任	教育相談主任	特別支援教育C	教務主任	特活主任	道徳主任	人権教育主任	学年主任	学級担任	クラブ担当	委員会担当	養護教諭	SLS	SC	教育委員会	福祉関係	医療機関	警察
未然防止	学校いじめ防止基本方針の策定	◎	○	○	○				○	○		○				○			
	校内いじめ防止等対策委員会	◎	○	○	○				○			○				○	○		
	いじめ対応マニュアルの作成	○	◎	○	○	○						○							
	いじめ防止年間指導計画の作成	○	◎	○	○	○	○												
	校内研修	○	◎	○	○														
	いじめ撲滅宣言							◎	○										
	児童の主体的な活動						◎	○		○	○								
	学級経営の充実					○				○	◎								
	わかる授業・楽しい授業の構築					○				○	◎								
	道徳教育の充実					○		◎			○								
	人権教育の充実					○		◎			○								
	体験活動の充実					○	◎			○									
	家庭・地域との連携	◎	○							○									
ネットいじめ等の防止		◎							○					○					
掲示等 環境整備		○			○	◎													
早期発見	日常の児童観察		○	○	○				○	◎		○	○	○					
	いじめアンケートの実施		◎																
	保護者アンケートの実施		◎			○													
	アセス等調査の実施			◎	○	○													
	教育相談の充実			◎										○	○				
	関係機関との情報交換	○	◎	○	○														
	外部相談機関の周知		○	◎	○														
早期対応	事実の確認		◎			○			○	○	○								
	被害者の安全確保		○	○	○	◎				◎		○							
	校内サポートチーム	○	◎	○	○	○						○	○	○					
	被害者へのケア			◎					○	○		○		○					
	加害者への指導・ケア		◎																
	保護者対応	○	◎							○									
	他の児童への指導 報告等	○	◎	○					○	◎									
重大事態への対応	教育委員会への報告	◎	○																
	調査主体の決定	○															◎		
	調査チームの組織	○															○	○	
	調査の実施	○															○	○	
	調査結果の報告	○															◎		
	報道対応等	◎															◎	○	

*SLS・・・スクールライフサポーター（市費臨時職員）

*SC・・・スクールカウンセラー

*特別支援教育C・・・特別支援教育コーディネーター

*重大事態・・・自殺、重大な身体的被害、重大な金品等の被害、精神疾患、不登校等。

<参考>「いじめの防止等のための基本的な方針」平成25年10月11日文科科学大臣決定

資料④ 発表のし方

発表のし方

「はい、……です。」

「はい、私は……と思います。」

「はい、私は……と考えます。」

「理由は……だからです。」

「はい、私は……がわかりません。」

「はい、私は〇〇さんの考えと同じです。」

「理由は、……と思うからです。」
（だからです。）」

「はい、私は〇〇さんにつけたしがあります。」

「それは、……です。」

「理由は、……と考えるからです。」

資料⑤ 話（発表）の聞き方

話（発表）の聞き方

○話す人を見て聞く。

○話がわかる場合は、うなずく。

○最後まで話を聞く。

○話（発表）が終わったら、

「同じです。」

「他にもあります。」

「付け足します。」

「質問があります。」



資料⑥ 「ほっとハート授業」年間計画

「ほっとハート授業」年間計画

深谷市立深谷西小学校

学年	学期	身につけさせたいスキル等	3年生 タイトル	4年生 タイトル	5年生 タイトル	6年生 タイトル	身につけさせたいスキル等
1年生	1	目と耳わけてまけるかな わかるかったときはあやまろう ね (IT)	正しい言葉づかいを学ぼう 失敗した友達をほげまそう (IT)	自己紹介ゲーム (IT)	受止め方を覚えてみよう (IT)	身につけさせたいスキル等 肯定的な言い換え はっきりとした断り方 上手な聴き方 仲間の助かし方 将来への希望の持ち方	
	2	ふわふわことばとちくちくことば 「いいね」「はい」「いいよ」 (IT)	うまく断ろう (ごめんね) 上手に断ろう あなただもわたりももっとすき (IT)	ぼかぼか言葉とちくちく言葉 しょうずに頼めるかな 困っている人を助けよう (IT)	上手な聴き方を学ぼう (IT) チームワークを高めよう 「やる気・元気・思いやり」 6年生として生き生き活躍しよう		
	3	あなたの○○がすき	身につけさせたいスキル等 あたたかい言葉 あたたかい言葉 あたたかい言葉 あたたかい言葉	自分紹介 あたたかい言葉 あたたかい言葉 あたたかい言葉	前向きに生きよう 「悪いっはいいの私の未来」 「こんな時どうする?」 (IT)		
2年生	1	ふわふわことばとちくちくことば 燕直にあやまろう (IT)	身につけさせたいスキル等 あたたかい言葉 あやまり方 感謝の気持ちの表し方	自己紹介ゲーム (IT)	受止め方を覚えてみよう (IT)	身につけさせたいスキル等 肯定的な言い換え 適切な言葉の使い方 悪い言い方 感謝の気持ちの表し方	
	2	「ありがとう」をつたえよう わたしもみんなとあそびたい いな (O)言葉 (IT)	あやまり方 感謝の気持ちの表し方 仲間入りの方 自分のよさを 知る	あたたかい言葉 あやまり方 感謝の気持ちの表し方 仲間入りの方 自分のよさを 知る	マナーを身につけよう 「敬語の使い方」 感謝の気持ちの表し方 「6年間を振り返って」		
	3	よいこと	あやまり方 感謝の気持ちの表し方 仲間入りの方 自分のよさを 知る	あやまり方 感謝の気持ちの表し方 仲間入りの方 自分のよさを 知る	マナーを身につけよう 「敬語の使い方」 感謝の気持ちの表し方 「6年間を振り返って」		

* 各学年、5時間ほっとハート授業を行う。2時間はITで行う。

低学年 (担任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター)

中学年 (担任、養護教諭、保健室)

高学年 (担任、養護教諭、生徒指導主任)

* ほっとハート授業を6月、11月、2月とする。

* 学校公開日や授業参観日に1時間は実施する。

* 資料は2階ホールに保管。

* ほっとハートノートを作成し、保護者の感想をもちょう。

* 参考「社会性を育むためのスキル教育」埼玉県教育心理・教育相談研究会

「社会性を育むためのスキル教育」図書文化

資料⑦ ネットトラブル防止のための児童のきまり

平成28年4月23日

保護者様

深谷市立深谷西小学校 茂木隆資

「ネットトラブル防止のための児童のきまり」について

近年、インターネットや携帯電話などに関わるトラブルが頻発しており、報告されているだけで年間1,000人以上の児童生徒が被害を受けています。中には命を落としてしまう事案や心の病気になってしまう事案も報告されています。

そこで、深谷西小学校では「ネットトラブル防止のための児童が守るルール」を決め、児童に指導していくことにしました。各家庭でも以下のように児童に指導していただくようお願いいたします。

1 基本的な考え方

携帯電話・スマートフォン・パソコンなどは、様々な機能があり大人でも使い方や判断を間違えトラブルにつながる場合があります。判断力が未発達の児童にとってはその危険はもっと大きくなります。また操作方法は簡単に習得できてもきちんとした判断力は一定の年齢と経験を積まないと身につかないものと考えます。

2 家庭へのお願い

深谷市『安心ふっかネット』のルールを守ります。

(1) 学校は児童に携帯電話・スマートフォンを持たせないことをすすめます。

(2) 携帯電話・スマートフォン・パソコンを使わせる際には・・・

- ・保護者がよくわからない機能は一切使わせない（その機能が使えないようにする）
- ・フィルタリングソフトをいれる

①保護者が見ている前で使わせる。

※ 親が見て、指導してあげることが一番の教育です。

②ツイッター・ブログ・掲示板・チャットなどは使わせない。

※ いじめ・性犯罪などの事件が多数起きています。

- ③ ネット上に個人情報（学校名・住所・氏名・写真）を載せない。
 - ※ 顔写真を載せただけでもトラブルに巻き込まれます。
- ④ メールを使わせるときは文章の内容を必ず親が見る。
 - ※ 子どものプライバシーより、子どもの命の方が大切です。
 - ※ ゲーム機によるメールのやりとりの有無にもご注意ください。
- ⑤ 各種サイトでの会員登録をさせない。
 - ※ 様々な会員登録は自分で責任をとれる大人になってからさせましょう。
- ⑥ 家の人と使い方のルールを作り守れないときは使わせない。
 - ※ 毅然とした態度で指導することも必要です。（ならぬものは ならぬものです）

ネットトラブル防止のための児童のきまり

深谷市立深谷西小学校

家や学校などいろいろなところにインターネットや電子メールができる機器があります。でも、まちがった使い方をして被害にあってしまう子どもがたくさんいます。中にはインターネットでのトラブルがもとで、命を落としてしまったり、心の病気になってしまったりする子もいます。

携帯電話やパソコンなどを子どもが使うときには次の約束を守りましょう。

- 1 親が全責任を持ちます
- 2 パソコン・携帯電話・スマートフォンなどは…
 - (1) 家の人が見ているところで使う
 - (2) 家での使い方のルールをつくる
- 3 ライン等で自分のブログなどをつくらない
- 4 ライン等で自分や友達の名前や写真、学校名などをネット上で教えない
- 5 掲示板やチャットなどの書き込みはしない
- 6 メールなどで他人の悪口などを書かない

7 一度ネットにのせたら取り消すことは不可能である

8 ネット上で知り得た人と勝手に会わない

☆家庭へのお願いとして

深谷西小学校では

子どもに携帯電話やスマートフォンを

持たせないことをすすめています。

☆使わせる際には

- ・ 保護者がよく分からない機能は一切使わせない。または、その機能が使えないようにする。
- ・ フィルタリングソフトを入れる。

☆児童が学校内に携帯電話等を持ち込んではいけません。

☆放課後も学校内に持ち込みは禁止です。

保護者には . . .

- 1 親が全責任を持つことを確認する
- 2 パソコン、携帯電話、スマートフォンなどは
 - ①家の人の見ているところで
 - ②家で使い方のルールを作る
- 3 自分のブログを作らない
- 4 自分や友達の名前や写真、学校名などネット上で教えない
- 5 掲示板やチャットなどの書き込みはしない
- 6 メールなどで他人の悪口などを書かない

資料⑧ やさしい学校づくり

やさしい学校づくり

深谷市立深谷西小学校児童会

- 1 あたたかい言葉をかけよう
- 2 困っている友だちがいたら声をかけよう
- 3 友だち一人一人を大切にしよう
- 4 人がいやがることはやめよう
- 5 なやみがあったら先生に相談しよう

資料⑨ 深谷中・南中学校区のきまり「あたりまえのことをあたりまえに」

深谷中・南中学校区のきまり

あたりまえのことをあたりまえに

あいさつや返事をします
相手と温かい交流がてきます

正しく鉛筆がもてます
気持ちが落ち着き、
かくときに疲れません

腰骨を立てます
頭がさえて、やる気が起きます

毎日家庭学習をします
宿題と自主学習の習慣が
身につきます

朝ご飯をしっかり食べます
脳と体に栄養が行き渡り、
やる気が出ます

脱いだ靴をそろえます
はじめをつけ、気配りが
できるようになります

大寄小
深谷中
深谷小
深谷西小
南中
桜ヶ丘小



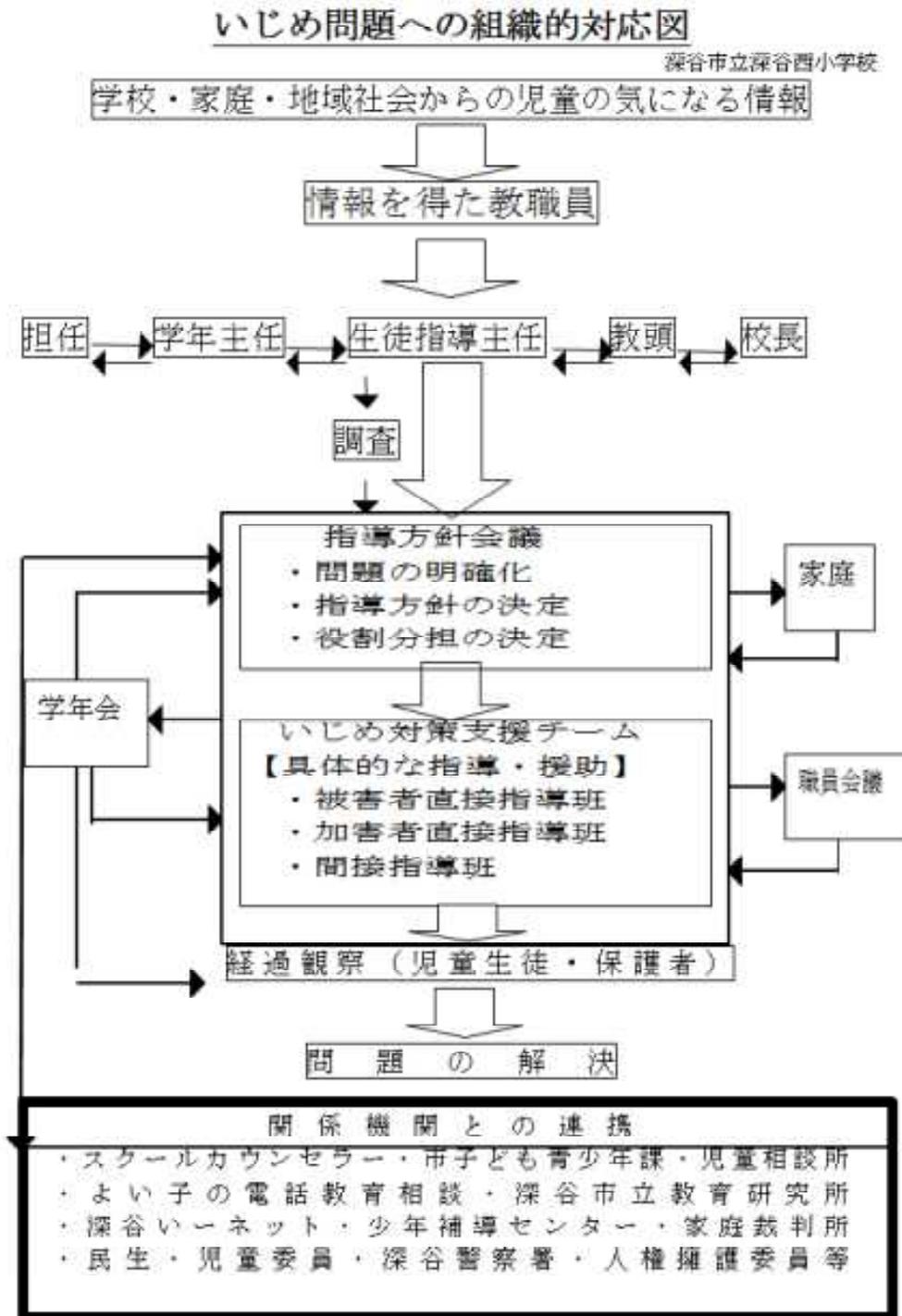
深谷市立深谷西小学校

資料⑩ いじめ相談窓口一覧

いじめ相談窓口 一覧

相談・活動名	機関等	連絡先	相談形式・受付時間等	対象
深谷市立教育研究所 教育相談	深谷市立教育研究所	電話 0120-4-78374 FAX 0120-4-78374 メール e-net@city.fukaya.saitama.jp	電話・FAX・メール 受付 月曜日～金曜日 (8:30～16:30)	子ども 保護者
深谷市立教育研究所 教育相談	深谷市立教育研究所	電話048-572-9456	電話または来所 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時	保護者
よい子の電話教育相談 (子ども用)	埼玉県教育委員会	電話0120-86-3192	毎日24時間 (無休)	子ども
よい子の電話教育相談 (保護者用)	埼玉県教育委員会	電話048-556-0874	毎日24時間 (無休)	保護者
学校関係の電話相談(子ども・保護者)	埼玉県教育委員会	電話048-830-6737	月～金 午前9時～午後5時(無休)	子ども・保護者
子どもスマイルネット	鉅野治療院	電話048-822-7007	毎日(休日、年末年始を除く) 午前10時30分～午後6時	子ども・保護者
少年相談・親子カウンセリング	埼玉県警	048-865-4152		子ども・保護者
ヤングメール	埼玉県警	県警ホームページから		子ども・保護者
熊谷児童相談所	厚生労働省	048-521-4152	月曜日～金曜日 午前9時～午後5時(無休)	子ども・保護者
埼玉のちの電話	社団法人 埼玉のちの電話	048-645-4343 18歳以下は下記まで 048-640-6400	金曜・土曜 午後3時～午後9時30分	子ども・保護者
少年サポートセンター 熊谷	埼玉県警	048-524-4016	月～金 午前9時～午後4時	子ども・保護者
ネットいじめ相談ダイヤル	教育再生推進課	netpat-saitama@me.ocn.ne.jp		子ども・保護者
24時間いじめ相談ダイヤル	文部科学省	0570-0-78310	24時間	子ども・保護者
子どもの人権110番	法務省	0120-007-110	平日8:30～17:15	子ども・保護者
ヤング・テレホン・コネクター	警視庁	03-3580-4970	平日8:30～17:15 土・日・祭 9時～17時	子ども・保護者
チャイルドライン	0120/6123/2424	0120-99-7777	毎日、午後4時から午後9時	子ども

資料⑪ いじめ問題への組織的対応図



資料⑫ 深谷の子 「6つの誓い」

深谷市では、夢と志を持ちまごころと思いやりのある深谷の子を育むため、深谷の子『6つの誓い』を制定しました。本校でも様々な手立てを通して取り組んでまいりますので、よろしくお願いいたします。それぞれの記事の中に、関連のあるふっかちゃんの付いたロゴがありますので、ご覧ください。

資料⑬ 深谷市 安心ふっかネット

資料⑬ 深谷市 安心ふっかネット

深谷市立深谷西小学校いじめ防止基本方針

深谷市立小・中学校 児童生徒「インターネット使用のルール」



深谷市 **安心ふっかネット**



インターネットの向こうにいる
相手を思いやり、正しく使おう!

1 **スマホや携帯等には、必ず
フィルタリングの設定をする。**

★ 有害なサイトや危険なサイトには、アクセスしない。

2 **長い時間、夜遅くまで
使用しない。**



★ 原則として、**小学生は夜7:00、中学生は夜9:00まで。**

3 **困ったときは、友達や大人に
顔を合わせて相談する。**

★ **トラブルになるような書き込みや、画像の貼付けはしない。**

- 深谷市いじめ対策推進協議会
- 深谷市小・中学校委員会
- 深谷市民生委員・児童委員協議会
- 深谷市生徒指導推進協議会
- 深谷市各小中学校児童会・生徒会
- 深谷市子どもサポート委員会
- 埼玉県深谷警察署
- 深谷市
- 深谷市PTA連合会
- 深谷市社会教育委員会
- 埼玉県教育委員会
- 深谷市教育委員会



安全に使いになろうスマホやネット

保護者がフィルタリングについて、しっかり理解しましょう。

子どもの不安

・友達と同士で、ルールとマナーを守って利用しましょう。

- ・すぐにメッセージを返さないことで、友だち関係が崩れてしまうのが怖い。
- ・集中して勉強したいけど、メッセージが届くたびに中断される。
- ・LINE 外しや、誹謗中傷を書かれるなどの「ネットいじめ」にあう。
- ・自分が写った画像や、個人情報などが SNS に勝手にアップされる。
- ・夜遅くまで、アプリやネットゲームがやめられない。
- ・家庭学習の時間が減ってしまったり、十分な睡眠時間が取れない。



保護者の心配

・子どもがどんな使い方をしているか、知っておきましょう。

- ・アダルトサイトや出会い系サイトなどへアクセスしていないか。
- ・架空請求の被害など、犯罪に巻き込まれていないか。
- ・課金ゲームなどで、高額な請求をされていないか。
- ・ネットで知り合った相手に名前や住所を教えたり、実際に会ったりしていないか。
- ・誰かを誹謗中傷するような書き込みをして、加害者になっていないか。
- ・遊び半分で、不適切な画像や動画を公開するようなことはないか。



親子でチェック!

・親子で話し合っ、家庭にあったルールを作らしましょう。

- 利用する場所や、使用時間を決める。
- 友達にメールやメッセージのやり取りを強要しない。
- インターネットを使わない子を仲間外れにしない。
- ネット上に本名、顔写真、学校名などの個人情報を書き込まない。
- ネット上に、他人を誹謗中傷する内容や、不適切な書き込みをしない。
- 有害なサイトや危険なサイトにアクセスしない。
- 会員登録やアプリのダウンロードをする場合は、相談する。
- お金がかかるアプリや、ゲームの課金はしない。
- ルールを破ったら、一定期間、利用を禁止とする。
- 不安なことがあったら、すぐに相談する。一人で悩まない。



⑭ 深谷市PTA連合会 家庭の「安心ふっかネット」

深谷市PTA連合会

家庭の「安心ふっかネット」



大人が手本となって、スマホやインターネットを正しく使いましょう。

- 子どものスマホ等には、必ず
- 1 **フィルタリング** 設定をしましょう。

★大人もフィルタリングについて正しい知識を持つ。

- 子どもと話し合い、
- 2 **家庭のルール** を決めましょう。

★原則として、小学生は夜**7**時、中学生は夜**9**時まで。



- トラブルを起こさないよう、
- 3 **大人が しっかり管理** しましょう。

★子どもが間違った使い方をしていないか常に確認する。

- スマホを置いて、**
- 4 **子どもと会話を楽しみ**ましょう。

★食事中は使用しないなど、大人が見本を示す。

～ P T A会員の皆様へ ～

深谷市では、子どもたちをネットトラブル等から守るため、児童生徒が中心となり、学校・家庭・地域の様々な団体・機関が協議し、深谷市立小・中学校のインターネット使用のルール「安心ふっかネット」を提言しました。現在、学校では「4つの勇気」を合言葉に、この決まりを守るための取組を進めています。

深谷市P T A連合会では、この取組を支援し、大人自らが手本となって、子どもたちをネットトラブル等から守るため、『家庭の「安心ふっかネット」』を提言いたしました。会員の皆様のご理解とご協力を何卒よろしくお願いたします。

勇気を持って
トラブル回避！



～ 「安心ふっかネット」を守る合言葉 ～

4つの勇気

- ・使わない勇気
- ・かけない勇気
- ・受けない勇気
- ・ことわる勇気

子どもの不安

- ・すぐにメッセージを返さないことで、友だち関係が崩れてしまうのがこわい。
- ・集中して勉強したいけど、メッセージが届くたびに中断される。
- ・LINE 外しや、悪口を書かれるなど、「ネットいじめ」にあう。
- ・夜遅くまで、アプリやネットゲームがやめられない。
- ・家庭学習の時間が減ってしまったり、十分な睡眠時間が取れない。



保護者の心配

- ・子どもにスマホを持たせることで、トラブルに巻き込まれたりしないか。
- ・アダルトサイトや出会い系サイトなどへアクセスしていないか。
- ・ネットで知りあった相手に名前や住所を教えたり、実際に会ったりしていないか。
- ・誰かの悪口などを書き込んで、加害者になっていないか。
- ・遊び半分で、不適切な画像や動画を公開するようなことはないか。

親子でチェック！ まずはスマホが本当に必要なのか、親子で話し合う。

- 利用する場所や、使用時間を決める。
- ネット上に本名、顔写真、住所や電話番号などの個人情報を書き込まない。
- ネット上に、他人を傷つける内容や、不適切な書き込みをしない。
- 有害なサイトや危険なサイトにアクセスしない。
- 会員登録やアプリのダウンロードをする場合は、相談する。
- お金がかかるアプリや、ゲームの課金はしない。
- ルールを破ったら、一定期間、利用を禁止とする。
- 不安なことがあったら、すぐに相談する。一人で悩まない。



